

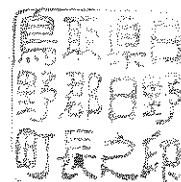
日野町告示第30号

日野農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた日野農業振興地域整備計画は、同法第13条第1項の規定に基づき変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の日野農業振興地域整備計画書の写し並びに同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理結果を同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月26日

日野町長 埴田 淳一



1 変更後の日野農業振興地域整備計画書写し等の縦覧場所

日野町役場産業振興課（日野町根雨101番地）

2 日野農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び処理結果

意見なし